

# 令和7年度ふるさと選手活動支援事業補助金に係る留意事項

## 1 ふるさと選手活動支援事業（全競技団体）

ふるさと選手が所属する県スポーツ協会加盟の競技団体に対し、遠征・合宿等に係る経費の一部を補助する。

なお、申請書・報告書の提出先は、福岡県選手強化推進実行委員会事務局（体育スポーツ健康課内）とする。

- ア 対象事業は、海外及び国内遠征・合宿、招聘、日帰り練習とする。
- イ 対象者は、ふるさと選手が所属する県スポーツ協会加盟の競技団体とする。（スポーツ傷害保険等に必ず加入すること）
- ウ 経費については、総事業費を福岡県選手強化推進実行委員会の補助金をもって充てるものとする。
- エ 招聘事業及び海外遠征を実施する場合は、事前に実行委員会事務局と協議すること。
- オ 用具等借上料については、事前に実行委員会事務局と協議すること。
- カ スポーツアドバイザー及び競技団体等から推薦された有資格者を事業に帯同させることができる。なお、これに係る経費は、補助金から支出することを認める。
- キ 補助対象経費項目は、以下のとおりである。
  - ・ 謝 金……強化指定指導者等の謝金は、1日 6,000 円以内とする。  
(例外) 特別講師として強化指定指導者等以外の指導者を合宿に招く場合の謝金は、審査の上決定する。(審査の上認めた場合は、1日 15,000 円以内)
  - ・ 交通費……県内交通費については県内交通費一覧表（別紙）を参照とする。  
県外交通費については領収書を提出の上、実費支給とする。  
県外移動の際に事業会場（目的地）周辺に公共交通機関がないなど、やむを得ず自家用車を利用する場合は、所属先から事業会場（目的地）までの最短距離（km）×20 円を支給する。  
距離計算については、「MapFan（マップファン）」を利用し、ルートを別紙提示すること。

(例) 50.5 kmの場合、51km（端数切り上げ）×20 円=1,020 円とする。

有料道路を利用する場合は、所属先から事業会場（目的地）まで 25km 以上あることを利用条件とし、有料道路利用料金については、ETC 利用明細等を提出の上、実費支給とする。

- ・宿泊費……県の規定に則り、宿泊する都道府県によって上限額が異なる。（下表参照）

- ①素泊まりの場合、宿泊費に加えて、2,400円を支給する。
- ②宿泊+朝食プランのみの場合、宿泊費に加えて、1,600円を支給する。
- ③宿泊+夕食プランのみの場合、宿泊費に加えて、1,600円を支給する。
- ④宿泊+朝食+夕食プランの場合、宿泊費に加えて、800円を支給する。

※領収書に宿泊プランを記載すること。

### 宿泊費

宿泊先	1泊上限額	宿泊先	1泊上限額	宿泊先	1泊上限額	宿泊先	1泊上限額
北海道	13,000	東京都	19,000	滋賀県	11,000	香川県	15,000
青森県	11,000	神奈川県	16,000	京都府	19,000	愛媛県	10,000
岩手県	9,000	新潟県	16,000	大阪府	13,000	高知県	11,000
宮城県	10,000	富山県	11,000	兵庫県	12,000	福岡県	18,000
秋田県	11,000	石川県	9,000	奈良県	11,000	佐賀県	11,000
山形県	10,000	福井県	10,000	和歌山県	11,000	長崎県	11,000
福島県	8,000	山梨県	12,000	鳥取県	8,000	熊本県	14,000
茨城県	11,000	長野県	11,000	島根県	9,000	大分県	11,000
栃木県	10,000	岐阜県	13,000	岡山県	10,000	宮崎県	12,000
群馬県	10,000	静岡県	9,000	広島県	13,000	鹿児島県	12,000
埼玉県	19,000	愛知県	11,000	山口県	8,000	沖縄県	11,000
千葉県	17,000	三重県	9,000	徳島県	10,000		

（例）東京都で1泊し、プランに朝食、夕食が含まれる場合

19,000円（宿泊料上限）+800円（上記④）→19,800円

- ・食糧費……強化事業を実施する際の昼食及び補食の食費とする。

	基準額	備 考
昼 食	1,200円程度	

※競技力向上を目的とした補助食品に係る経費は別途対象とする。

- ・消耗品費……単価が50,000円未満の物品とする。  
単価が50,000円以上の物品は、備品となるため購入できない。
- ・通信運搬費……電話・切手代等に係る経費と大型用具を運ぶ輸送代とする。
- ・使用料……会場使用料及び器具等の借上料に係る経費とする。  
※ボウリング競技：ゲーム代  
※ゴルフ競技：練習場打席代・ボール代及び練習ラウンドに係る施設使用料
- ・保険料……スポーツ傷害保険への加入料とする。

### ク 領収書について

県補助金を請求するにあたっては、領収書の原本を提出すること。ただし、やむを得ない理由がある場合には、コピーの提出も可能とする。その際、原本を提出できない理由を明記し、競技団体印を押印の上、事務局に提出すること（提出様式は問わない）。なお、選手強化推進実行委員会事務局から求めがあれば、速やかに原本を提示すること。

★内訳の分かる領収書とする（金額のみの記載は不可）。

★購入品目が記載されていれば、感熱紙のレシートでよい。

- ・アルコール等不適切な品目が含まれた領収書は無効とする。
- ・50,000円以上は、収入印紙を必要とする。
- ・宛名は、福岡県〇〇競技団体名とすること。

- ・他県競技団体、学校等が主催する合同合宿については、主催者の発行する領収書でも可。その場合は、実施要項等（開催日程、必要経費等が記載されたもの）を添付すること。
- ケ 報告書の提出は、事業実施終了後 1 カ月以内又は翌年度 4 月 10 日までのいずれか早い日までとする。
- コ 申請書・報告書の事業内容、事業の成果、金額の内訳などは、詳しく記入すること。
- サ その他、何かあれば事前に事務局に相談すること。相談内容は事務局で検討する。